

第4 分権型社会の実現と道州制導入反対等

国から地方への事務・権限の移譲等については、提案募集を踏まえた累次の地方分権一括法により着実に進展しているが、真の分権型社会の実現に向け、更なる施策の推進が必要となる。

一方、道州制が導入された場合、多くの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

よって、下記事項の実現を強く要望する。

記

1 地方分権改革の推進

- (1) 国と地方の役割分担の見直しに当たっては、町村の意見を十分に踏まえ、一体的に権限・事務・税財源の移譲を進めること。
- (2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従うべき基準」の参酌基準化及び条例制定権の拡大を図ること。その際、町村が条例化に向けて検討を行えるよう、適切な情報提供を行うこと。

また、国が制度の創設・拡充等を行う際は、地方に一律に求めることは避け、地方の裁量確保や事務負担に十分配慮するとともに、内容の重複・必要性の低下が見られる計画や調査・照会の統廃合等の見直しを進めること。

- (3) 提案募集方式については、積極的に提案を反映すること。
- (4) 都道府県から市町村への権限移譲については、それぞれの自主性に委ねること。
- (5) 地方自治法に規定された国の地方公共団体に対する補充的な指示については、地方自治の本旨に則り、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。併せて、現場の実情を適切に踏まえた措置となるよう、権限行使の際には事前に地方公共団体と協議・調整を行う運用とすること。

2 道州制の導入反対及び町村自治の確立

- (1) 道州制は絶対に導入しないこと。
- (2) 市町村合併は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (3) 広域連携は本来自主的に行うべきものであり、強制しないこと。
- (4) 圏域行政の法制度化は、周辺市町村の衰退と、いずれ圏域単位の合併に追い込まれる懸念があるため推進しないこと。
- (5) 国会議員を選出するための選挙制度の見直しに当たっては、地方の民意が適切に反映されるものとなるよう、十分留意すること。